

保育の必要性の認定について

保育所等の利用を希望される場合は、保育の必要性の認定が必要になります。

《 認定区分 》

区分		保育の必要性	年齢	利用施設
1号	教育	なし	満3歳以上	幼稚園、認定こども園（教育）
2号	保育	あり (別表参照)		保育所、認定こども園（保育）
3号			満3歳未満	保育所、認定こども園（保育）、地域型保育など

《 教育・保育施設 》

施設種別	内 容
幼稚園	幼児教育を行う施設
保育所	保育（20人以上）を行う施設
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設
地域型保育	少人数（19人以下）を対象に保育を行う施設 家庭的保育、小規模保育、事業所内保育など

《 保育の必要性の事由と認定期間および保育時間 》

就労や育児休業など保育を必要とする事由によって、認定の有効期間や保育を受けられる時間が決まります。保育時間によって利用者負担金も変わります。

事由が変更となる場合は、必ず届出が必要です。

※ 保育時間の変更は書類が提出された翌月からになります。

○保育標準時間 1日最大11時間（各施設が定めた時間）

○保育短時間 1日最大 8時間（8：30～16：30）

事由	有効期間	保 育 時 間
就労	就労期間が満了する月の末日まで	標準時間
出産	出産予定月の翌々月の末日まで	標準時間
疾病・障害等	入院、療養を要しなくなる月の末日まで	標準時間
介護・看護	介護を要しなくなる月の末日まで	標準時間
災害復旧	災害の復旧が終了する月の末日まで	標準時間
求職	90日が経過する月末まで	短時間
就学	就学期間が終了する月の末日	標準時間
児童虐待・DV	保育を要する期間	標準時間
育児休業	満1歳に達する年度の翌年度4月末日または満1歳6か月になる月末のどちらか遅い期日まで	短時間
その他	上記に類するもの	上記事由に準じる

認定の有効期間は、原則、1号・2号は小学校就学前まで、3号は満3歳の誕生日の前々日までとなりますが、事由によって変わります。3歳になり3号から2号への変更については、市で変更いたします。

保育標準時間は、保育短時間に変更できます。希望される方は手続きをしてください。

《 保育所等の認定基準および必要書類について 》

保護者（父・母）が以下の条件により児童の保育を必要とすると認められる場合、保育所等を利用することができます。以下の条件を満たすことを証明する書類を申請書に添付してください。

事 由	必 要 書 類	児童の保育を必要とすると認められる要件
就 労	就 労 証 明 書 （4月入所申込みは令和6年10月以降、それ以外は3か月以内に発行されたもの）	居宅外で、週2日以上（日曜日は含まない。）で、かつ、実務で週12時間以上の仕事をしていることを常態としている場合 ※自営等も同様の条件とします。
	育 児 休 業 就労証明書の「育児休業の取得」・「育児のための短時間勤務制度利用の有無」にも必要事項を記入	内職で、月収 15,000 円以上（産後1年未満は、月収 10,000 円以上）の実績がある場合 保護者が育児休業から復帰する月の前月からの入所の申込みができます。（4月入所を希望される場合は、5月31日までに職場に復帰することが証明されていること。）
出 産	・母子手帳の写し ・出産予定日報告書	出産の場合（出産予定月を挟んで前後2か月の計5か月以内） ※ 出産要件の前後も、出産以外の要件に該当していること。
疾病・障害等	・診断書または障害者手帳の写し ・病気等状況報告書	保護者が病気や負傷または心身に障害があり、療養をしなければならない場合（診断書は、4月入所申込みは令和6年10月以降、それ以外は3か月以内に発行されたもの）
介護・看護	・診断書または障害者手帳や介護保険被保険者証等の写し ・介護・看護状況報告書	長期にわたる病気や負傷で療養または心身に障害のある親族の看護に常時当たっている場合（診断書は、4月入所申込みは令和6年10月以降、それ以外は3か月以内に発行されたもの）
災害復旧	具体的状況を証明する書類	地震、火災や風水害などの災害に遭い、家屋の破損のため復旧等に当たっている場合 ※事前にこども育成課保育・幼稚園係に御相談ください。
就 学	・在 学 証 明 書 ・授業カリキュラム	週2日以上（日曜日は含まない。）で、かつ、週12時間以上、居宅外で、就学または技能習得を行っている場合（自動車教習所・パソコン教室は認められません）。原則として、学校法人の学校、専門学校など
求 職	求職は、保育所等に入所後3か月以内に就労することが条件です。 （保育所等に入所後3か月目の15日までにこども育成課保育・幼稚園係に就労証明書を提出していただきます。※3月のみ10日が締切になります。）	
不 存 在	※現況を報告していただく場合があります。	
その他、上記事由に該当しない場合は、こども育成課保育・幼稚園係に御相談ください。		
注1 提出された書類の内容に虚偽の事実（就労していないのに証明書だけ書いてもらった、介護の実態がないなど）が発覚した場合、保育所等の利用決定を取消します。		
注2 提出していただいた書類の内容について、随時、就労先等に調査、確認をします。また、書類不備等の理由により市役所に来庁いただく場合もあります。		
注3 保育児童の安全確保のため、申込書に保育児童の状況を記入していただきます。 保育児童が疾病等で定期通院している、障害等がある場合は、利用申込みの前にあらかじめ希望保育所等への相談が必要です。なお、このような場合には、身体障害者手帳・愛の手帳等の所持状況の申告が必要となります。		
注4 「内定」での就労証明書を提出した場合、実際に仕事を始めてから再度就労証明書を提出していただきます。内定先と異なる所へ就労した場合、虚偽の証明と判断し、保育所等の入所が解除（退園）されます。		
注5 保育の必要性の事由等を変更するための一部書類はホームページに電子データを掲載しており、電子申請や郵送による手続きも可能です。手続き内容を事前に御確認の上、ご対応をお願いいたします。なお、保育の事由等の変更により保育所等に預けられる期間や時間が増える場合があります。		